

大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

一般社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会 神奈川支部（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における建築物等構造物の解体撤去の相互支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県内に大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における建築物等構造物の解体、災害廃棄物の撤去等（以下「解体撤去」という。）又は解体に必要な要員、車両、資機材の調達等（以下「建設機械」という。）の相互支援協力に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 大規模災害により倒壊、焼失等した家屋及び建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。
- (3) 家屋等 専用住宅、共同住宅、兼用住宅、併用住宅など主に人の住居の用に供する建物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急活動、復旧活動に支障となる建築物等構造物等の解体
- (2) 所轄官庁が必要と認めた建築物等構造物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去
- (4) 前各号に伴う必要な措置

(支援協力要請)

第4条 甲及び乙は、大規模災害時に甲、乙相互に解体撤去の支援協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、被災地の市町村より前項の要請を受けた場合は、必要な建設機械を用意し、被災地の指示により供給するものとする。

甲及び乙は、解体撤去の支援協力の必要がなくなったときは、支援協力協会に協力要請の終了を告げるものとする。

(要請手続)

第5条 前条第1項の規定による要請は、被災地市町村からの要請に基づいて、甲及び乙が協力を要請するものとする。

2 前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 解体撤去の場所及び建物名称
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去期間
- (5) 必要な建設機械の種類及び数量
- (6) その他必要な事項

(情報提供)

第6条 甲及び乙は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように必要な建設機械の調達等やストックヤード、処理・処分場等必要な情報を相互に提供するものとする。

(解体撤去の実施)

第7条 甲及び乙は、被災地市町村の要請に基づき、その指示に従い解体撤去を実施するものとする。

2 甲及び乙は相互に、この協定の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。



(報告)

第 8 条 甲または乙において解体撤去を実施したときは、次に掲げる事項を文書で相方に報告するものとする。

- (1) 解体撤去の場所及び建物名称
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去に従事した要員、車両、建設機械
- (4) 解体撤去の従事期間
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第 9 条 甲または乙において実施した解体撤去に要した経費は、被災地の県、市町村が負担する。その価格は被災地の県、市町村と甲及び乙において協議のうえ決定する。甲及び乙における支払は同等の立場において協議の上決定する。

(損害補償)

第 10 条 この協定に定める要請により解体撤去に従事した支援協会従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、被災地側所管の条例の規定に準じて補償するものとする。

(連絡体制等)

第 11 条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲、乙それぞれの協会事務局とする。

2 甲及び乙は大規模災害時における円滑な活動が図れるよう、応援体制及び情報受伝体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第 12 条 この協定の実施に関し必要名細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。



(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第14条 この協定は、平成30年5月1日から実施する。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年5月1日

甲 横浜市中区太田町3丁目36番地
クリオ横浜関内壱番館1005号
(一社) 神奈川県建物解体業協会
会長 大森 賢一

乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地
アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号
(一社) 日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長 金子 眞紀子